

令和7年度 第1回山形市男女共同参画審議会 会 議 次 第

日 時 令和7年6月5日(木)

午前10時00分～正午

場 所 山形市男女共同参画センター

5階 視聴覚室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 企画調整部長あいさつ

4 委員、幹事及び書記の紹介

5 正副会長の選出

6 新会長・新副会長あいさつ

7 専門部会設置及び委員の指名

資料1

8 報 告

令和6年度男女共同参画事業報告について

資料2

9 協 議

令和7年度男女共同参画事業計画について

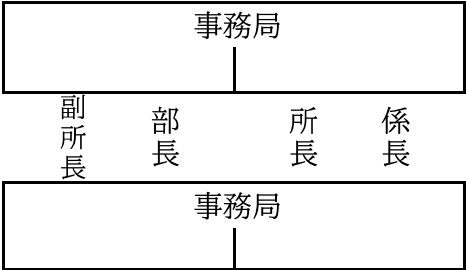
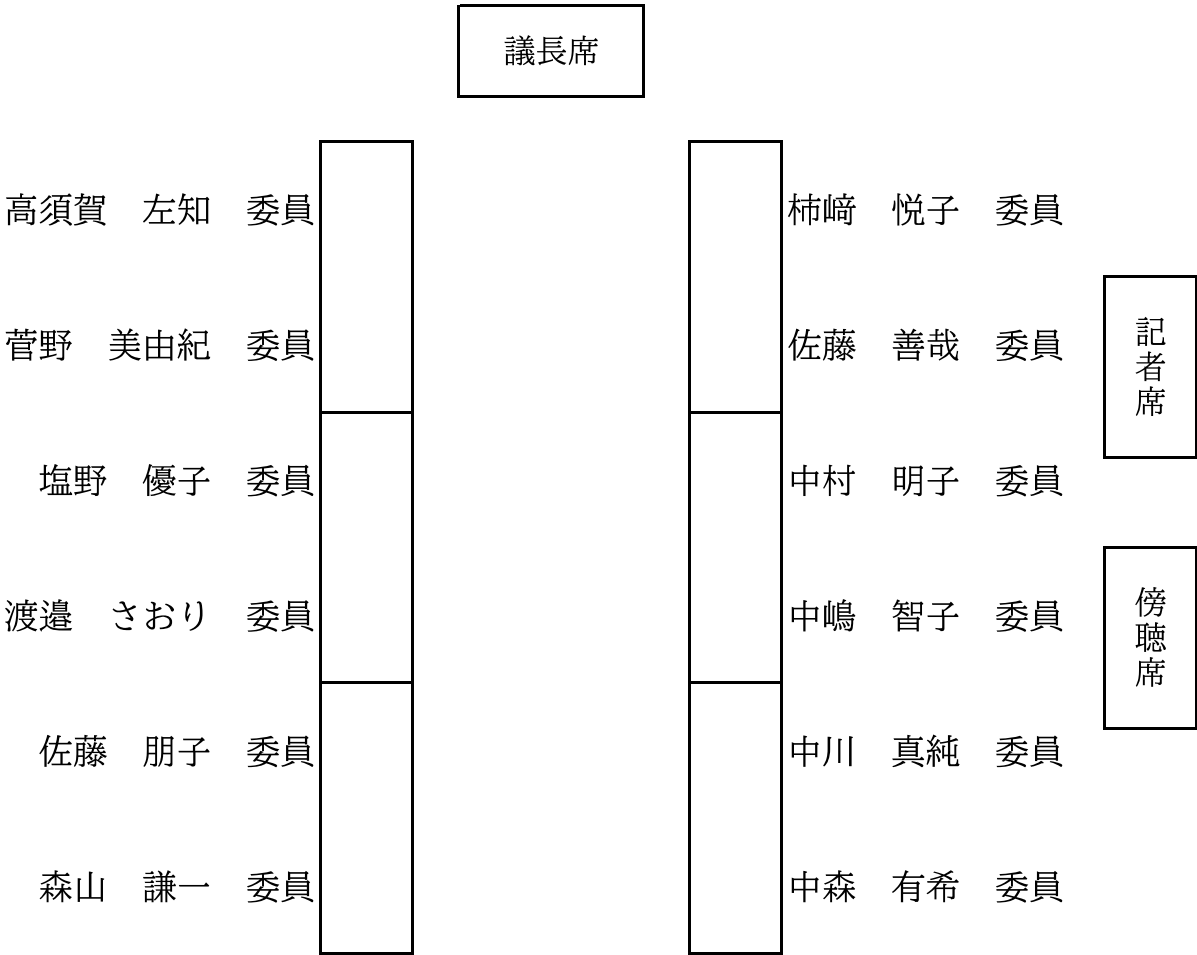
資料3

10 その他

11 閉 会

令和7年度 第1回山形市男女共同参画審議会 席次

日時：令和7年6月5日（木）午前10時～正午
場所：山形市男女共同参画センター 5階視聴覚室



→ 出入口

令和7年度 山形市男女共同参画審議会委員名簿

(任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日)

委員区分		フリガナ 氏 名	職業・所属等	備考
1号委員	知識経験を有する者	柿崎 悦子	大学関係者 山形大学 ダイバーシティ推進室 准教授 (ダイバーシティ推進室 副室長)	2期
		佐藤 善哉	報道関係者 山形新聞社 論説委員	2期
		中村 明子	企業関係者 山形商工会議所議員 株式会社東北萬国社 代表取締役社長	2期
		上條 智広	男女共同参画センター関係団体 やまがたイグメン共和国 広報大臣	5期
		田中 暁	法律関係者 山形県弁護士会所属 弁護士	9期
		中嶋 智子	Women's Campus 1期生 株式会社terrace 代表取締役	2期
2号委員	公募	中川 真純	公募委員	2期
		中森 有希	公募委員	2期
3号委員	関係行政機関及び団体の代表者	高須賀 左知	山形労働局雇用環境・均等室長	1期
		菅野 美由紀	山形県福祉相談センター副所長(相談判定担当) (兼)女性相談支援センター副所長	3期
		塩野 優子	山形市女性団体連絡協議会 副会長	3期
		高橋 愛理	連合山形地域協議会 女性委員会委員 東北電力ネットワーク株式会社	2期
		渡邊 さおり	山形市PTA連合会 副母親委員長	1期
		佐藤 朋子	山形市中学校長会 副会長 山形市立第五中学校長	1期
		森山 謙一	山形市小学校長会 山形市立西山形小学校長	1期

【事務局】

<幹事> 企画調整部長		伊藤 哲雄	男女共同参画センター 運営事務員 山本 まり子 運営事務員 笹原 映子 運営事務員 沼沢 理子 運営事務員 鈴木 祐美子 運営事務員 佐藤 亜希子
企画調整部次長(兼)男女共同参画センター		所長 高橋 真枝	
<書記> 男女共同参画センター		副所長 遠藤 朋宏	
男女共同参画センター 参画推進係		係長 板垣 隼人	
		主幹 大石 唯	
		主査 後藤 優子	

山形市男女共同参画推進条例に基づく専門部会の設置と委員について

1 専門部会の設置について

- (1) 山形市男女共同参画推進条例第26条第1項に基づいて専門部会を設置する。
- (2) 山形市男女共同参画推進条例第21条第2号に規定する事項については、原則として専門部会において審議する。ただし、専門部会の決定をもって、審議会における審議事項とすることができる。
- (3) 専門部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
- (4) 部会長は、部会を代表し、会議の議長となる。
- (5) 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

2 専門部会の委員について

- (1) 山形市男女共同参画推進条例第26条第2項により、専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- (2) 会長が指名する委員は3人で組織する。
- (3) 専門部会委員の任期は、この審議会委員の任期に従うものとする。ただし、再任を妨げない。

参考資料

山形市男女共同参画推進条例【抜粋】

（苦情への対応）

第19条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者等から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、次条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

（所掌事項）

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

（1）男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。

（2）市民及び事業者等から申出のあった苦情に係る措置に関すること。

（3）前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し市長が必要と認めること。

（専門部会）

第26条 審議会は、第21条第2号に規定する事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 審議会は、その定めるところにより、専門部会の決定をもって審議会の決定とすることができる。

山形市男女共同参画推進条例に基づく苦情処理に関する事務取扱要領【抜粋】

（申出に対する対応）

第4条 市長は、申出を受け付けた場合は、次の各号により迅速に当該申出に対応するものとする。

（1）男女共同参画センターと、受け付けた申出に関する施策を担当する課等その他関係課等の協議を行うものとする。

（2）次のアからウまでに該当する申出である場合は、速やかに審議会に当該申出に対する対応について諮問するものとする。

ア 大幅な予算上の措置を要する申出

イ 制度、施策等の見直しを要する申出

ウ ア及びイに掲げるほか、市長が特に審議会の意見を聴く必要があると認める申出

（3）前号の諮問に対する審議会の答申を最大限尊重し、庁内の調整を図るものとする。

（4）前3号の規定による対応の結果について、申出者に対し、当該申出の対応の内容について、申出対応通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

条例に基づいた苦情申出に関する対応の流れ

申出書の受付後の対応

男女共同参画センターで男女共同参画推進に関する苦情の申出書を受付後、対応を検討します。

また、申出の内容により施策担当課と調整・協議のうえ対応します。



男女共同参画審議会への意見聴取を判断

苦情の申出内容について、重要性や緊急性等について検討し、必要があるときは、企画調整部長が男女共同参画審議会（専門部会）へ意見聴取の手続きを進めます。

①対応処理の軽微なもの

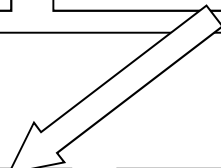
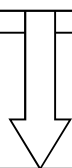
対応が多くの市民に影響を及ぼすことがないものについては、事務の煩雑化・長期化を防ぐため、庁内で処理します。

②緊急性があるもの

申出の対応は、審議会への諮問手続きなどで時間がかかることから、緊急性を要する事項の場合は、迅速な対応のため庁内で処理します。

③重要性があるもの

大幅な予算の措置、制度や仕組み、施策について見直し等を行う必要があるときは重要性があると判断し、男女共同参画審議会（専門部会）の意見を聴取します。



①対応処理の軽微なもの

②緊急性があるもの

市の対応を調整

市の対応について、庁内で調整します。



回答及び審議会へ報告

申出者へ回答書を送付し、対応内容について、後日審議会に報告します。

③重要性があるもの

男女共同参画審議会（専門部会）での審議

審議会は、市長の諮問に応じ意見の申出の対応について意見を述べます。対応にあたっては、第三者的な立場での意見として、客観的で冷静な検討が求められます。

なお、審議会に専門部会を設置することで苦情の申出について対応することとしており、専門部会の決定に基づいて答申します。



市の対応の調整と回答、審議会へ報告

審議会の答申を受けた後、庁内で調整のうえ、申出者へ回答書を送付します。なお、回答にあたっては、審議会の意見を最大限尊重します。

また、対応内容については、後日審議会へ報告します。

山形市男女共同参画推進条例に基づく苦情処理に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形市男女共同参画推進条例（平成25年市条例第2号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、市民及び事業者等からの苦情の申出（以下「申出」という。）に適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対応可能な申出)

第2条 市長が対応する申出は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関するもののうち、次に掲げる事項に該当しないものとする。

- (1) 判決、裁決により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案に関する事項及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 監査委員に住民監査請求を行っている事案に関する事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 専ら私人間の紛争の解決を目的としている事項
- (6) 条例第20条に規定する山形市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）が既に判断した事項
- (7) 他の法令に基づき処理すべき事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事項

(申出の方法)

第3条 申出は、苦情申出書（別記様式第1号）又は次に掲げる事項を記載した書面の提出により行うものとする。

- (1) 申出を行う者（以下「申出者」という。）の住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに電話番号
- (2) 市の施策に関する苦情の内容及び理由
- (3) 関係する市の部課等の名称
- (4) 他の機関への相談等の状況
- (5) 申出の年月日
- (6) 申出者が市内に住所を有していない場合は、勤務する事務所若しくは事業所名又は在学する学校名

- 2 前項の書面の提出は、郵送、ファクシミリ及び電子メールにより行うことができる。ただし、特別の事情があると市長が認める場合は、口頭により申出を行うことができる。
- 3 申出は、男女共同参画センターで受け付けるものとし、男女共同参画センター以外の課等に申出があったときは、当該課等は、速やかに当該申出を男女共同参画センターに引き継ぐものとする。

(申出に対する対応)

第4条 市長は、申出を受け付けた場合は、次の各号により迅速に当該申出に対応するものとする。

- (1) 男女共同参画センターと、受け付けた申出に関する施策を担当する課等その他関係課等の協議を行うものとする。
- (2) 次のアからウまでに該当する申出である場合は、速やかに審議会に当該申出に対する対応について諮問するものとする。

ア 大幅な予算上の措置を要する申出

イ 制度、施策等の見直しを要する申出

ウ ア及びイに掲げるほか、市長が特に審議会の意見を聴く必要があると認める申出

- (3) 前号の諮問に対する審議会の答申を最大限尊重し、庁内の調整を図るものとする。
- (4) 前3号の規定による対応の結果について、申出者に対し、当該申出の対応の内容について、申出対応通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(申出者等への配慮)

第5条 市長は、申出の処理に当たっては、当該申出の申出者（当該申出の申出者が、権利侵害により被害を被った者と異なる場合にあっては、それぞれの者）に対し、当該申出をしたことによってその者の利益を損なわないよう配慮するものとする。

- 2 市長は、苦情の申出の処理に当たっては、個人情報の保護に留意するものとする。

(報告)

第6条 市長は、申出の対応の内容等について、申出の対応後に開催される最初の男女共同参画推進本部会議及び審議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

年 月 日

苦情申出書

(宛先) 山形市長

(申出者)住所

氏名

電話番号() —

(法人その他の団体の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。)

山形市男女共同参画推進条例第19条の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

市の施策に関する 苦情の内容及び 理由	
関係する市の部課等 の名称	
他の機関への相談等 の状況	☐ 相談している 相談先 () 相談の状況及び結果
	☐ 相談していない
備 考	

※市外にお住まいで市内に在勤（在学）する方は、備考欄に会社名（学校名）及びその所在地を記入してください。

年 月 日

申出対応通知書

(申出者) 住 所
(法人その他の団体の場合は、事務所の所在地)

氏 名
(法人その他の団体の場合は、名称及び代表者の氏名)

電話番号() —

山形市長 印

年 月 日付けで申出のあった件について、次のとおり通知します。

申出事案	
対応内容	
備 考	

1 男女共同参画の推進

(1) 山形市男女共同参画審議会の開催

男女共同参画施策の推進について審議するため、「山形市男女共同参画審議会」を開催。

【第1回：6月12日（水）、第2回：12月12日（木）】

(2) 山形市男女共同参画推進本部による推進

第4次「いきいき山形男女共同参画プラン」を総合的に推進し、男女共同参画社会の実現を図るため、庁内に「山形市男女共同参画推進本部（本部長：副市長）」を設置し、施策の推進を図った。

①男女共同参画推進本部会議の開催

【幹事会：8月1日（木） 本部会議：8月29日（木）・書面開催】

②第4次「いきいき山形男女共同参画プラン」の進捗状況調査

令和5年度事業の取組状況の調査結果について、第1回男女共同参画審議会にて報告し、市ホームページ、広報やまがた12月15日号で公表。（掲載内容は以下のとおり）

基本目標Ⅰ【男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり】

指 標 名	プラン策定時の状況		令和5年度 数値	目標値 令和8年度
	年度	数値		
県外から市への転入者－市から県外への女性転出者数	R2	△321人	△671人	0人

基本目標Ⅱ【あらゆる分野での男女共同参画の実現】

指 標 名	プラン策定時の状況		令和5年度 数値	目標値 令和8年度
	年度	数値		
市の審議会等委員に占める女性委員の割合 (うち行政機関等の充て職を除いた女性委員の割合)	R2	30.0% (35.3%)	27.5% (33.1%)	40% (50%)
山形県防災士養成講座を受講し、防災士資格を取得した女性の数(市在住者)	R2	5人	18人	11人
男性の家事・育児・介護等への参加を促す講座および事業所対象のワーク・ライフ・バランス等出前講座実施回数	R2	4回	6回	4回

基本目標Ⅲ【安全・安心な暮らしの実現】

指 標 名	プラン策定時の状況		令和5年度 数値	目標値 令和8年度
	年度	数値		
男女共同参画センターが実施した小中学生向け出前講座「いのちの学習」の実施校	R2	4校	7校	5校

③市職員向け「男女共同参画ニュース」の発行

職員の男女共同参画に対する理解を更に深めるため、庁内の情報ネットワークシステムを活用し、男女共同参画に係る情報（男女共同参画週間、一行詩募集、男性職員の育休取得割合など）について、6月、12月、3月に配信。

(3) 市民団体との連携推進

男女共同参画のまちづくりに向けて活動する市民団体の育成と団体の相互交流の促進を図った。

①女性団体の育成

市民や行政との連携を図り、「男女共同参画のまち山形」の実現を目指して活動する女性団体に運営費を補助

・山形市女性団体連絡協議会運営費補助金 600千円

②ファースト市民企画講座の実施

男女共同参画社会実現を目的とする内容の事業を行う市民団体に対し、講座の広報、経費等の支援【申込2団体・採択2団体】

団体名	内容	講師	実施日	補助額(円)
1 映画で男女共同参画を考える会	映画で考える多様な「性」表現と共生社会パート3	認定NPO法人山形国際ドキュメンタリー映画祭 理事 梶谷 秀一 氏	11月24日(日)	50,000
2 山形大学月山マイスターの会	月山マイスター講座「〇〇が語る月山の魅力」	山形大学理学部教授 横山 潤 氏	12月1日(日)	48,705
		月山マイスター 小林 孝一 氏		
		NPO法人エコプロ理事長 白田 孝人 氏 月山マイスター 今野 美佳 氏	12月8日(日)	

(4) 山形連携中枢都市圏連携事業による広域活用

村山地域7市7町による圏域全体で、男女共同参画意識の高揚に向けた啓発の充実を図った。

・ファースト利用状況

	寒河江市	上山市	村山市	天童市	東根市	尾花沢市	山辺町	中山町	河北町	西川町	朝日町	大江町	大石田町	合計
登録団体数(新規)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
講座受講者数	6	8	6	14	4	5	3	2	3	3	0	0	1	55
託児人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般相談件数	1	9	3	0	0	0	4	23	2	0	0	0	2	44
法律相談件数	5	3	0	3	2	0	0	0	3	1	1	0	0	18
貸館利用団体数	0	0	3	30	6	0	0	7	0	0	0	2	0	48
図書カード作成人数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
図書貸出人数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
利用者計	12	22	12	48	12	5	7	32	8	4	1	2	3	168

2 男女共同参画計画の推進

(1) 公民連携による女性人材育成事業「まち、わたし、きらめく Women's Campus 山形」

①トークイベント&事前説明会

【開催日：5月29日(水) 会場：山形ビッグウイング 参加者：104名、32社・団体】

講演	パネルディスカッション
㈱Will Lab 代表取締役 小安 美和 氏 (内閣府共同男女参画推進連携会議有識者議員) “女性活躍のその先へ” ～男性も女性も働きやすく働きがいのある企業に向けて～	コーディネーター小安 美和 氏 パネリスト： ㈱資生堂 人財本部副CPO 芦田 恵美子 氏 スズキハイテック㈱ 代表取締役 鈴木 一徳 氏 ㈱ジョイン 専務取締役 武田 靖子 氏 山形市 井上副市長

②探究型ワークショップ

日時	内容	参加者
6月27日(木)	・自己紹介ワーク・課題意識の共有 ・ビューティーセッション(資生堂ジャパン㈱提供)	10名
7月25日(木)	・個人&グループワーク ・令和5年度参加者との対話	10名
8月22日(木) ～23日(金)	・TOKYOスタディトリップ ①女性活躍先進企業への訪問、社員とのディスカッション【訪問先】㈱カゴメ ②社会課題解決に取り組む企業からの講演【講演】㈱Ridilover	9名
9月26日(木)	・グループワーク ・山形市職員との対話	9名
10月24日(木)	・グループワーク	9名
11月～1月	・各グループによるAction	
1月30日(木)	・ミートアップ・交流会 令和4・5年度参加者によるグループ6組が、これまでの活動の取組で得た学びを活かした活動の成果を発表し、また、市民の方及び令和6年度参加者と交流を行った。	38名
2月26日(水)	・活動発表会 令和6年度参加者各グループ活動の経緯や成果を共有し、得られた学びや課題を再認識することにより、事業参加女性の人材育成効果を高める	26社/団体 86名

③令和4年度・5年度参加者への継続支援

グループ名	内容	参加者
ORADA	男性向けの魅力アップセミナー	24 名
For me	方眼ノートを活用したタスク管理 ～忙しい女性がやりたいことを叶えるために～	20 名
Colore	女性が自信を持って経営にかかわるためのマインドセット研修 広報業務をパワーアップするためのアプリ開発研修	13 名
こめラボ	食育イベント ～食材（いのち）をいただくことの大切さを知るために～	120 名
独フェス 実行委員会	若者のニーズに合った大規模婚活イベント	159 名
女性活躍推進 グループ	産婦人科医師による働く女性の健康管理セミナー	100 名
山形夢叶プロ ジェクト	山形に暮らす女性が、自己実現に向かって意欲的に行動できるための セミナー	5 名

(2) 市の審議会等委員への女性の参画推進

政策・方針の意思決定過程での女性の参画を進めるため、市の審議会等委員に占める女性委員の割合を40%（関係行政機関・市議等の委員を除いた女性委員の割合を50%）を目標値とした。

①女性委員の参画状況確認

選任・改選時期が近づく審議会等については、「チェックシート」を活用し、女性委員の選任等に向けた意識付けを図った。（令和7年3月31日現在 女性委員の比率 28.4%）

・参画率の推移

※基準日：3月31日現在

調査年	審議会総数	女性委員を含む 審議会数	女性委員を含む審議会 比率（%）	委員総数 （人）	うち 女性委員 （人）	女性委員 の比率（%）
R 2	38	38	100	648	202	31.2
R 3	38	37	97.4	649	195	30.0 (35.3)
R 4	38	37	97.4	658	197	29.8 (33.8)
R 5	38	38	100	662 (495)	179 (163)	27.0 (32.9)
R 6	39	37	94.9	662 (495)	182 (164)	27.5 (33.1)
R 7	40	37	92.5	668 (498)	190 (163)	28.4 (32.7)

※かつこ内は委員のうち関係行政機関・市議・市職員を除いた数値

・令和7年3月31日現在 審議会等委員内訳

委員の内訳	区分☆	計(人)	男性(人)	女性(人)	目標値※	女性委員割合		
市長	C	4	4	0				
公募	A	2	0	2	50%	33.3%	×	↗
知識・経験を有する者 (担当部署による選任)		76	49	24				
(各団体等への依頼による選任)	B	249	166	82	50%	32.4%	×	↘
関係団体等		174	120	55				
関係行政機関	C	71	62	10		14.1%		
市議・市職員		98	81	17		17.3%		
計		672	482	190	40%	28.3%	×	↗
計(市長除く)		668	478	190	40%	28.4%	×	↗
(充て職等除く：区分A+B)		498	335	163	50%	32.7%	×	↘

☆区分について、A…市の裁量あり B…市の裁量は及びにくい、女性推薦を働きかける C…市の裁量なし

・女性委員比率別審議会一覧（令和7年3月31日現在）

女性委員 比率	審議会数	審議会の名称（順不同）
40% 以上	13 (32.5%)	・男女共同参画審議会 ・男女共同参画センター運営委員会 ・消費生活審議会 ・個人情報保護制度運営審議会 ・情報公開・個人情報保護審査会 ・環境審議会 ・清掃問題審議会 ・働く女性の家運営委員会 ・子ども・子育て会議 ・森林整備推進協議会 ・開発審査会 ・総合学習センター運営協議会 ・市立図書館協議会
40% 未満	27 (67.5%)	・行政不服審査会 ・指定管理者選定評価審査委員会 ・防災会議 ・国民保護協議会 ・文化財保護委員会 ・郷土館運営協議会 ・スポーツ推進審議会 ・住居表示委員会 ・交通安全対策会議 ・国民健康保険運営協議会 ・小児慢性特定疾病審査会 ・予防接種健康被害調査委員会 ・感染症診査協議会 ・社会福祉審議会 ・民生委員推薦会 ・老人ホーム入所判定委員会 ・介護認定審査会 ・障害支援区分判定審査会 ・公設地方卸売市場取引委員会 ・都市計画審議会 ・景観審議会 ・建築審査会 ・水防協議会 ・自転車等駐車対策協議会 ・社会教育委員 ・青少年問題協議会 ・少年自然の家運営協議会

・（関係行政機関・市議等除く）女性委員比率別審議会一覧（令和7年3月31日現在）

女性委員 比率	審議会数	審議会の名称（順不同）
50% 以上	9 (22.5%)	・男女共同参画審議会 ・男女共同参画センター運営委員会 ・郷土館運営協議会 ・消費生活審議会 ・個人情報保護制度運営審議会 ・環境審議会 ・働く女性の家運営委員会 ・森林整備推進協議会 ・市立図書館協議会
50% 未満	31 (77.5%)	・行政不服審査会 ・指定管理者選定評価審査委員会 ・防災会議 ・国民保護協議会 ・文化財保護委員会 ・スポーツ推進審議会 ・住居表示委員会 ・交通安全対策会議 ・情報公開・個人情報保護審査会 ・国民健康保険運営協議会 ・小児慢性特定疾病審査会 ・予防接種健康被害調査委員会 ・感染症診査協議会 ・清掃問題審議会 ・社会福祉審議会 ・民生委員推薦会 ・老人ホーム入所判定委員会 ・介護認定審査会 ・障害支援区分判定審査会 ・子ども・子育て会議 ・公設地方卸売市場取引委員会 ・都市計画審議会 ・開発審査会 ・景観審議会 ・建築審査会 ・水防協議会 ・自転車等駐車対策協議会 ・総合学習センター運営協議会 ・社会教育委員 ・青少年問題協議会 ・少年自然の家運営協議会

③女性人材バンクの活用

審議会等の委員や研修会の講師等として活用していただく女性人材の整備と市内へ情報提供を実施

登録者数：69名、活用件数：延べ82件、各課照会件数：4件

【※参考・R5実績 登録者数：64名、活用件数：延べ54件、各課照会件数：2件】

(3) 男女共同参画意識の啓発

①情報紙「ファール」の発行

男女共同参画に係る様々な情報を広く提供するため、3月に発行

発行部数	3,600部
配置場所	市庁舎、各公民館・コミセン、市立図書館、霞城セントラル、子育てランドあ〜べ等
送付箇所	従業員5人以上の市内事業所、市内小中学校、男女共同参画関係機関等

②小・中学生用男女共同参画学習資料の配布

市内の小学1年生、4年生、中学1年生を対象と、各学校へ5月に配布し、活用促進を図った。

活用の場面		小学1年生	小学4年生	中学1年生
活用状況	「きらり かがやいて」のみで授業を行った	52%	41%	25%
	授業以外(朝の会など)で活用した	31%	24%	13%
	配布のみ	17%	32%	56%
	その他	0%	3%	6%

(4) 働きやすい職場づくりのための啓発

①広報やまがたにおける事業所の紹介「未来をひらく人と企業」

発行号		掲載企業	担当課
令和6年度	4月1日号	東北電化工業(株)	男女共同参画センター
	6月1日号	第一貨物(株)	働きやすさ追求室
	8月1日号	(株)ジョイン	男女共同参画センター
	10月1日号	(株)ハッピージャパン	働きやすさ追求室
	12月1日号	スズキハイテック(株)	男女共同参画センター
	2月1日号	(株)ヤマコー	働きやすさ追求室

②イクボス制度の啓発

③山形市役所管理職によるイクボス宣言の実施

④山形市役所内での「イクメン応援全力プラン」の実施

(5) DV防止及び支援対策

①DV防止の啓発

「女性に対する暴力をなくす運動」週間(11月12日～25日)に関する取組

・市内高校・専門学校・大学等にDV防止リーフレットとデートDV相談窓口カード入りポケットティッシュ配付
・期間中、市職員管理職によるパープルリボン着用
・山形市女性団体連絡協議会会員によるデートDV相談窓口カード入りポケットティッシュ配付
【11月13日(水) 山形駅東西自由通路】
・DV防止啓発パネルの展示(市役所1階エントランスホール、男女共同参画センター4階)

②DV防止講座の開催

DVの予防につなげるため、市民向けの講座を開催

開催日	内容	講師	受講者
12月11日(水)	身近に潜む暴力 ”モラルハラスメント”を知る	弁護士 土田 文子 氏	9名

③DV対策庁内連絡会議の開催【6月20日(木)】

住所閲覧防止届出に関する管理や全国における情報漏洩の事例紹介などを行い、関係課等で連携してDV防止に努めるとともに、DV被害者に対する適切な支援を行うことを再確認

④相談窓口担当者研修会の開催

DV被害者からの相談を受ける市職員のスキルアップを図るため、専門家による研修会を開催

開催日	内容	講師	受講者
12月10日(火)	DVや性犯罪等に関する知識や相談に係る技術を学ぶ	公社やまがた被害者支援センター 犯罪被害相談員・公認心理師 片山 枝美 氏	27名

⑤相談実績(市窓口等における相談)

相談件数		294件	対前年比	△6件
相談人数		228人	対前年比	△10人
内訳	男性	23人	対前年比	0人
	女性	205人	対前年比	△10人

(6) 性の多様性に関する理解促進への取り組み

①教職員及び市民を対象とした性の多様性に関する理解促進講座の実施

・教職員向け

開催日	内容	講師	受講者
12月19日（木）	当事者が学校生活において直面する課題	性的マイノリティ当事者	オンライン 22名

・市民向け

開催日	内容	講師	受講者
3月7日（金）	学ぼう！性の多様性 ～誰もが安心して暮らせる社会へ～	山形大学人文社会科学部 教授 池田 弘乃 氏	21名

②リーフレット等による周知啓発

③性の多様性に関する図書コーナーの充実、パネルの展示

関連図書蔵書数：96冊

④中学生を対象とした性の多様性に関する学習機会の充実（再掲）

⑤性的マイノリティに関する実態把握

⑥カラフルパレードへの後援・参加

3 男女共同参画宣言都市事業

(1) 男女共同参画に関する「一行詩」

募集期間	6月3日（月）～7月31日（水）
応募総数	大学・一般の部：127作品 中学・高校の部：687作品
審査会	8月開催 (審査員) 柿崎 悦子 山形大学ダイバーシティ推進室准教授 須藤 克郎 山形市立桜田小学校校長 塩野 優子 山形市女性団体連絡協議会副会長 企画調整部長、男女共同参画センター所長
入賞数	大学・一般の部：最優秀1、優秀2、入選5 中学・高校の部：最優秀1、優秀3、入選10、佳作8
表彰式	10月26日（土）山形市総合福祉センター 2階交流ホール
入賞作品	広報やまがた、市ホームページへの掲載のほか、作品集、ポスターを作成し、広く周知

(2) 男女共同参画宣言都市関連事業

①男女共同参画週間（6月23日～29日）にあわせたパネル展示

道の駅やまがた蔵王、男女共同参画センター4階

②男女共同参画宣言都市記念講座の開催

開催日	内容	講師	受講者
6月28日（金）	紫式部の女性論 —作品と人生から考える—	東北文教大学短期大学部 名誉教授 熊谷 義隆 氏	45名

③法律相談「女性の権利110番」

実施日	場所	相談体制	相談者
6月25日（火）	男女共同参画センター4階	県弁護士会所属弁護士3名	面談：6件 電話：4件

4 男女共同参画センター事業

(1) 学習事業

①自主企画講座の実施

	日時	内容	講師	受講者
女性学	3月18日(火)	ギャップ対処法でココロを軽く！ ～多様性の時代のマインドを考える～	東北文教大学人間科学部 教授 阿部 裕美 氏	22名 うちオンライン 1名
エンパ ワーメン ト	8月10日(土)	被災地に学ぶ女性の視点を活かしたおうち の防災～家族みんなではじめよう！～	内閣府避難生活支援アドバイザー／山形県 自主防災アドバイザー 細谷 真紀子 氏	18名 うちオンライン 4名
	11月9日(土)	身だしなみを整えてコミュカアップ！(メンズ 編)～簡単スキンケア&美眉・スタイリング のコツ～	資生堂ジャパン株式会社 ソーシャルエリアパートナー 佐藤 真理子 氏	11名
男女共 同参画	9月24日(火)	組織におけるアンコンシャスバイアスをもた らす影響	楠本社会保険労務士事務所 楠本 香織 氏	19名 うちオンライン 2名
イクメ ン・イク ジイ	8月17日(土)	パパも一緒にヒーロー体験	アクションチームラビット 代表 佐藤 陽介 氏	7組 16名
	11月10日(日)	空き箱で空気砲を作ろう！ ～パパ・おじいちゃんトリサイクル工作～	山形県環境科学研究中心 安藤 昭 氏	8組 17名
	12月21日(土)	和菓子職人体験 ～伝統からクリスマス風まで～	乃し梅本舗佐藤屋 八代目 佐藤 慎太郎 氏	15組 32名
	2月15日(土)	父と子の走り方講座 ～パパと一緒に楽しく走ろう～	山形市男女共同参画センター 主査 大石 唯	6組 14名
DV防止 【再掲】				
育児サーク ル研修会	10月28日(月)	0歳から始める性教育	山形県立保健医療大学 教授 遠藤 恵子 氏	14名
健康	7月19日(金)	いつまでも動ける体を作る ～タキミカ体操®～	株式会社パワーエイジング 代表取締役社長 中沢 智治 氏 (SUKSKマイスター)	28名
	10月20日(日)	ピラティスでゆがみ改善 ～しなやかなからだづくり～	フィットネスインストラクター 小林 恵理子 氏	17名
	1月26日(日)	「マッキー先生、おしえて！足の健康」 ～いつまでも自分の足で歩ける足づくり～	大場マッキー広美 氏 (SUKSKマイスター)	27名
	2月17日(月)	健康は食事から ～今日から始めるフレイル予防～	山形大学地域教育文化学部准教授 楠本 健二 氏	41名 うちオンライン 4名
性の多 様性	【再掲】			
男女共同都 市宣言	【再掲】			

②出前講座の実施

・小中学校向け出前講座「いのちの学習」

実施日	学校名	内容	講師	受講者
6月5日(水)	第一中	多様な性のありかたを知る、 自分の生き方・愛し方	山形県立保健医療大学 教授 菊地 圭子 氏	全学年 433名
7月26日(金)	第九中	男女の性差、性情報との向 き合い方など	助産師 荒井 眞知子 氏	2年生 128名
9月9日(月)	本沢小	いのちの学習	山形県立保健医療大学 教授 菊地 圭子 氏	3・4年生 19名
9月15日(木)	明治小	いのちの誕生やつながり 等	助産師 荒井 眞知子 氏	3・4年生 13名
10月3日(木)	金井中	性の健康教育	山形県立保健医療大学 教授 菊地 圭子 氏	3年生 162名
11月22日(金)	滝山小	いのちの学習	助産師 荒井 眞知子 氏	5年生 107名
1月27日(月)	第一小	自分自身の成長に関わっ た人達に対する感謝	助産師 荒井 眞知子 氏	2年生 33名
1月29日(水)	第八中	いのちの大切さについて	山形県立保健医療大学 教授 菊地 圭子 氏	1年生 24名
2月5日(水)	蔵王第二小	新しい生命の誕生	助産師 山田 富士子 氏	3・4年生 15名
2月20日(木)	第七小	大人に近づくからだ、思春期 の身体の変化や心の変化	山形県立保健医療大学 教授 菊地 圭子 氏	4年生 67名

・企業・事業所向け出前講座

実施日	派遣先	内容	講師	受講者
6月12日（水）	(株)サンコー食品	ハラスメントの基礎知識と予防	産業カウンセラー 齊藤 弘美 氏	34名
6月21日（金）	(株)ヤガイ	ハラスメント	ライフスタイルクリエイター 安孫子 ゆみえ 氏	100名
6月21日（金）	みはらしの丘児童クラブ	一般的なコンプライアンス、コミュニケーションスキル向上	フリーアナウンサー 前川 孝子 氏	15名
7月7日（日）	日本薬局協励会山形支部	コミュニケーションスキル向上	産業カウンセラー 齊藤 弘美 氏	25名
7月11日（木）	一財）山形県消防協会	パワハラ・セクハラ	社会保険労務士 太田 佳代 氏	51名
7月19日（金）	南山形小学区杉の子クラブ	職員コミュニケーションスキル向上	ライフスタイルクリエイター 安孫子 ゆみえ 氏	15名
7月26日（金）	山形工業団地組合	ハラスメント防止対策	社会保険労務士 森谷 智子 氏	30名
8月31日（土）	ホクシア(株)	中間管理層向けのコンプライアンスの基礎知識や事例等	社会保険労務士 太田 佳代 氏	13名
10月23日（水）	東ソー・スペシャリティマテリアル(株)	管理職向け円滑な人間関係を築くためのコミュニケーションスキル向上	産業カウンセラー 齊藤 弘美 氏	23名
10月29日（火）	一財）山形市上下水道技術センター	コミュニケーションスキル向上	ライフスタイルクリエイター 安孫子 ゆみえ 氏	32名
10月24日（木）	東日本高速道路(株)東北支社 山形管理事務所	ハラスメント防止	社会保険労務士 森岡 史子 氏	24名
11月11日（月）	税理士法人霞城会計事務所	働きやすい職場環境の作り方	社会保険労務士 森谷 智子 氏	22名
11月20日（水）	(株)クリーンシステム	男性の育児休業、子の看護休暇等の取得促進	社会保険労務士 二瓶 里恵 氏	13名

③ファースト市民企画講座の実施（再掲）

(2) 市民活動支援事業

①ファースト市民企画講座（再掲）

②貸館（貸室）事業実績

年度	利用者数（人）	利用者数（人）	
		男性（人）	女性（人）
令和4年度	6, 132	1, 963	4, 169
令和5年度	5, 614	1, 583	4, 031
令和6年度	6, 780	1, 892	4, 888

(3) 相談事業

①一般相談（女性カウンセラーによる心の健康、夫婦、親子に関する相談）

【実施日等】開館日毎日、週27時間、予約制

年度	相談件数（件）	相談人数（人）	相談人数（人）	
			男性（人）	女性（人）
令和4年度	391	221	39	182
令和5年度	490	266	47	219
令和6年度	523	295	42	253

②法律相談（弁護士による離婚、相続、損害賠償等に関する各種相談）

【実施日等】毎月第2・第3・第4金曜日、16時～18時、予約制

年度	相談人数（人）	性別別	
		男性（人）	女性（人）
令和4年度	111	54	59
令和5年度	111	37	74
令和6年度	129	41	88

③女性の健康相談（助産師による女性の思春期から更年期までの身体と心の相談）

【実施日等】随時

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数（件）	64	45	32

（4）生理用品の無償配付

経済的な理由などで生理用品の購入が困難な市内在住の女性に無償で配付した。

・配付方法 男女共同参画センター窓口への申し出による

年度	令和4年度 （8月～3月）	令和5年度	令和6年度
配付件数（件）	26	73	109

（5）情報収集提供事業

図書、DVD、全国男女共同参画関連施設情報誌等の収集・提供

年度	蔵書数（冊）	貸出実績	
		人数（人）	冊数（冊）
令和4年度	5,172	68	113
令和5年度	5,240	69	118
令和6年度	5,239	66	137

（6）交流事業

男女共同参画センター4階の交流コーナーを開放

年度	利用者数（人）	性別別	
		男性（人）	女性（人）
令和4年度	1,579	659	920
令和5年度	3,551	1,837	1,714
令和6年度	5,287	2,531	2,756

<参考>男女共同参画センター利用状況

年度	利用者数（人）	性別別	
		男性（人）	女性（人）
令和4年度	8,514	2,786	5,728
令和5年度	10,167	3,734	6,433
令和6年度	12,989	4,689	8,300

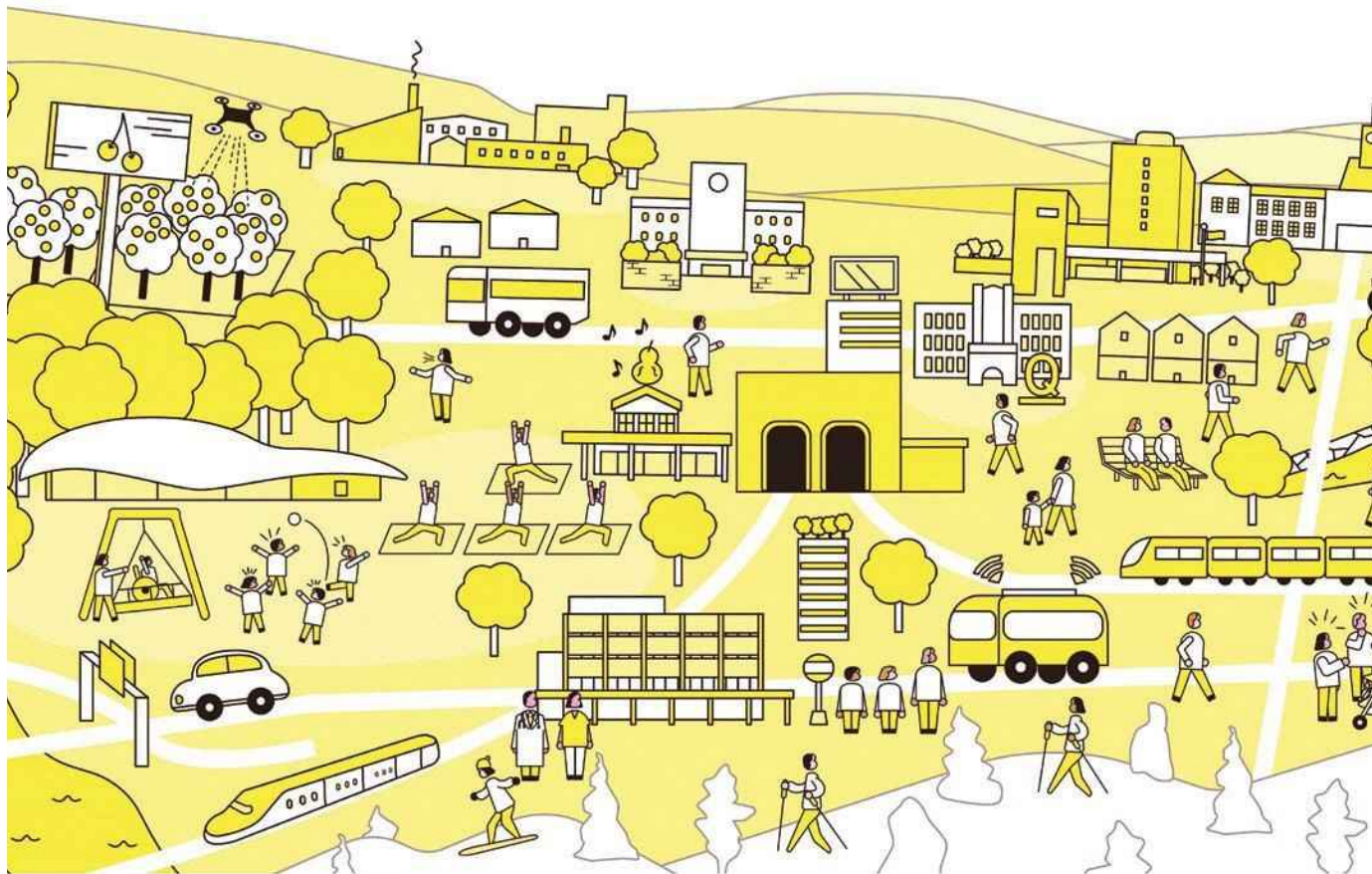
※講座受講者（出前講座受講者除く）・貸館利用者・相談利用者・交流コーナー利用者の合計



元気で活力のある 選ばれるまちの実現を目指して

～山形市発展計画2030を策定しました～

問 企画調整課 ☎内線213



地域資源を活かした都市ブランドの確立

健康医療先進都市

〈山形市の強み：豊富な健康医療資源〉

- ・全国にわずか82しかない大学医学部・医科大学があります
- ・北海道・東北で唯一の重粒子線がん治療施設があります
- ・全国的に医療崩壊が心配されているなか、人口当たりの病院・診療所数が多い状況です など

〈2040年のまちの姿〉

- ・「^スUKSK生活^ス」が浸透したことで、市民の自発的な健康づくり活動が促進され、年齢を重ねても生き生きと生活する人が増加し、健康寿命がさらに延伸しています
- ・中心市街地の回遊性が向上するなど「歩くほど幸せになるまち」が確立しています
- ・医療機関や研究機関、企業などとの連携により、健康医療産業が活性化し、山形市に暮らす人、訪ねる人、関わる人が自然と健康になるまちづくりが進んでいます

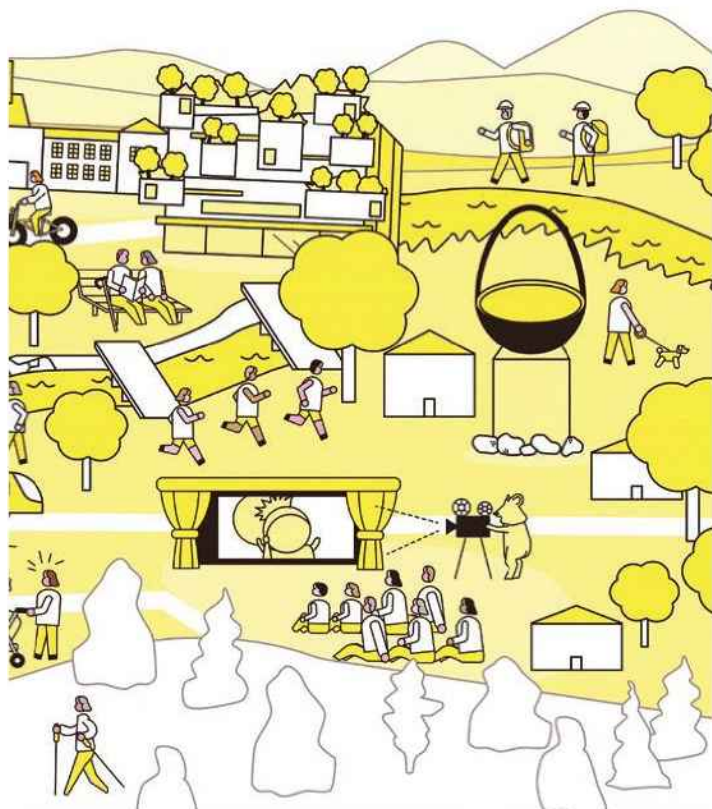
※食事（S）運動（U）休養（K）社会参加（S）禁煙・受動喫煙防止（K）に留意すること。

山形市では、市民が将来に希望を持ちながら心豊かに暮らすことができる、元気で活力のある選ばれるまちを実現するため、今年度から5カ年のまちづくりの展望を示す市の最上位の計画「山形市発展計画2030」を3月に策定しました。

社会を取り巻く状況が劇的に変化し続けている中では、目の前の課題だけにとらわれることなく、長期的な視点を持って進むべき未来の方向性を定める必要があります。

本計画は、社会環境の大きな転換点となる令和22（2040）年の日本の状況、山形市の状況を展望した上で、ゴールとなるべきまちの姿をしっかりと描き、現時点から取り組むべきことを考えるバックカスティングの視点を持って策定しました。今後も「健康医療先進都市・文化創造都市」の都市ブランドの確立に向けて、市民・事業者・行政が一体となり山形市が持つ強みを活かした取り組みを進めていきます。

今号では、山形市が目指すまちの姿やその実現に向けた具体的な取り組みと併せて、本計画を推進するための組織改正と令和7年度当初予算の概要をご紹介します。



山形市の明るい未来を描きました

地域おこし協力隊 高安 恭介

このイラストは、山形市のほんの少し先の未来の様子を表しています。例えば、すごく天気の良い日にまちを散歩する人、体を動かしてリフレッシュしている人、野外の映画上映会を鑑賞する人、まちなかで音楽会を楽しむ人でまちがにぎわっている。健康医療先進都市と文化創造都市を確立した先には、そんな日常がいつもの風景になっているかもしれません。

そのほかにも、無人運転のバスなどがまちを走り、屋上庭園でのんびり過ごせる建物が増え、国籍・性別・年齢に関わらず、暮らす人と訪れる人の誰もがより快適に過ごせるまちをイメージして描きました。

また、イエローを基調とした配色は、山形市の、そして山形市民一人一人の明るい未来への希望を込めています。

「山形市発展計画2030」について詳しくは、市ホームページへ。



文化創造都市

〈山形市の強み：全国でも類いまれな豊富な文化芸術資源〉

- ・山形国際ドキュメンタリー映画祭や山形交響楽団など、身近に世界・全国クラスの文化芸術を体験できる環境があります
- ・音楽、美術、文学、食、伝統工芸、茶道、華道、書道など、先人から受け継ぎ育まれてきた多彩で豊かな文化があります
- ・全国でも数少ない芸術系大学である東北芸術工科大学があります
- ・全国で11都市のみのユネスコ創造都市ネットワークへの加盟認定を受けています など

〈2040年のまちの姿〉

- ・先人から受け継ぎ育まれてきた多彩で豊かな文化を継承する担い手が育っています
- ・歴史や文化を活かしたまちになることで、市民が歴史や文化に誇りを持ち、文化活動や文化から新しい価値を生み出す活動が活性化しています
- ・山形市にクリエイティブな人材や企業を誘致することで、企業活動に創造性が活かされ、産業の振興が図られています

コミュニティ

市民や地域の
コミュニティが
活発なまち



＜今後5年間の施策の方向性＞

- ①地域住民目線による地域課題の解決と地域住民の自主的なまちづくりを支援し、市民が積極的に地域活動を行うことができるよう、地域コミュニティ拠点の充実を図ります。
- ②地域課題の解決に向けて、市民活動団体の円滑な運営や事業展開を支援します。

＜令和7年度の主な取り組み＞

地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を図るため、市の職員を地域活性化ファシリテーターとして派遣し、地域住民の自主的な地域づくり活動を支援します。



防災

防災はみんなの力、
安全はみんなの笑顔、
安全・安心の絆で
つながるまち



＜今後5年間の施策の方向性＞

- ①建物の耐震化の促進や、大雨時の浸水被害軽減対策の推進、雪対策などを図り災害に強いまちをつくります。
- ②多様なニーズに対応した避難所・避難場所を整備します。
- ③自主防災組織の組織率向上と活動充実にに向けた支援を行い、地域防災力のさらなる強化を図ります。

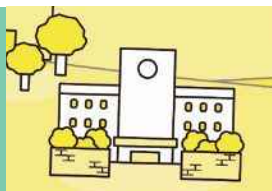
＜令和7年度の主な取り組み＞

- ・水防法の改正により新たに洪水浸水想定区域が追加されたため、洪水時に迅速かつ円滑に避難できるよう、洪水ハザードマップを改訂します。
- ・安全・安心な生活を確保する災害活動拠点として、移転建て替えを行っている東消防署蔵王温泉出張所について、2025年11月の開所に向け、引き続き外構工事を行います。



教育

豊かな学びや体験を得て、
質の高い教育を
受けることのできるまち



＜今後5年間の施策の方向性＞

- ①防犯対策や熱中症対策、通学路の交通安全対策など、安全・安心な教育環境を整備します。
- ②子どもたちの個性を尊重し、誰もが生き生きと学ぶことができる魅力ある学校づくりを推進します。
- ③学校・家庭・地域のネットワークを構築し、地域の特色を活かした学びや体験の機会を提供します。
- ④公民館の利活用や部活動支援など、市民の多様な学びのニーズに対応できる環境を構築します。

＜令和7年度の主な取り組み＞

- ・学びの質を向上させるため、全ての市立小中学校の音楽室で電子黒板・学習支援ソフトが活用可能となるよう、無線LANを整備し、教育の情報化を推進します。
- ・市立小中学校の児童生徒が現在使用しているタブレットを高機能タブレットに更新します。



電子黒板を活用した授業風景

環境

一人ひとりが限りある
資源を大切にする循環型
の自然豊かな美しいまち



＜今後5年間の施策の方向性＞

- ①脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策を加速させます。
- ②さらなるごみの減量と再資源化を進め、循環型社会を推進します。
- ③自然と共生する社会を実現するため、豊かな自然環境を保全し、多様な生物の生息環境・生育環境を保ちます。
- ④公園や緑地などの整備に加え、市街地の緑化や親水空間の保全を進め、うるおいのあるまちづくりを推進します。

＜令和7年度の主な取り組み＞

- ・非FIT型太陽光発電設備や省エネ効果に優れた設備の導入、建築物の遮熱・断熱対策に対し、引き続き補助を行います。



公共交通

「まち」・「ひと」・「しごと」
公共交通が
全てを繋ぐまち



<今後5年間の施策の方向性>

- ①高齢者や学生などが、日常生活での買い物や通学などに支障を来すことがないよう公共交通を整備します。
- ②市民のさまざまな移動ニーズに対してきめ細やかに対応する持続可能な公共交通ネットワークの構築を図ります。
- ③山形県や村山地域の他の市町、仙山圏の広域公共交通の充実を図ります。

<令和7年度の主な取り組み>

市街地南部の重要な交通結節点となる新駅の設置に向け、駅や広場の規模、機能などについて、さらなる検討を進めます。



山形駅東口駅前広場～交通軸・交通連節点の整備～

中心市街地

歩くほど幸せになるまち



<今後5年間の施策の方向性>

- ①歴史や文化を活かした山形市の魅力あふれるまちづくりを推進し、中心市街地に新たな投資や人の流れをつくり、にぎわいを生み出します。
- ②山形市中心市街地ブランドデザインに掲げる「歩くほど幸せになるまち」の実現を目指し、魅力あるまちなみを整備します。
- ③まちなかの道路を含む公共空間の歩きやすさ、居心地の良さを向上させます。

<令和7年度の主な取り組み>

- ・七日町において、「粋な町七日町」をコンセプトとして、料亭文化や御殿屋を活用した風情ある空間を生み出し、景観性の高いまちなみとまちなかの回遊性の向上を目指した街区整備に引き続き取り組みます。
- ・旧千歳館エリア・リノベーション事業と一体となって（仮称）花小路公園を整備し、公園空白区域の解消とまちなかのにぎわいを創出します。



粋七エリア整備事業（CGイメージ）

政策を推進する 3つのテーマと行政経営

「健康医療先進都市」「文化創造都市」の2大ビジョンの下、3つのテーマとそれを支える行政経営に19の政策分野を位置付け、令和22（2040）年のまちなみの姿の実現に向けた施策を推進していきます。

テーマ まちをつくる

「ひと」が生涯を通して安全・安心な環境の中で、生き生きと健やかに暮らすことができる「まち」、そして「しごと」の基盤となる「まち」をつくりまします。

テーマひとを育む

「まち」に磨きをかけ、さらに魅力を付け加え、世代を超えて循環させていくため、「まち」を担う「ひと」を育みます。

テーマしごとを豊かにする

「ひと」の定着、「ひと」の流れの創出、そして「まち」の活力を高めるため、「まち」に集積するあらゆる産業や経済の活性化、魅力ある質の高い雇用を生み出すなど、「しごと」を豊かにします。

未来へつなげる行政経営

持続可能なまち、選ばれるまちの実現に向けて、「まち」「ひと」「しごと」の政策分野を支え、未来へつなげる行政経営を行います。

都市整備

誰もが安全に安心して、
心地よく快適に住み
続けられるまち



<今後5年間の施策の方向性>

- ①住む人・訪れる人・働く人の誰もが思わず歩いて滞在したくなるような魅力ある空間をつくりまします。
- ②市民の安全・安心や利便性の確保、交通の円滑化などを図る道路網を整備します。
- ③公園の利用者へのサービス向上と持続可能な公園の整備を行います。
- ④誰もが安心して住み続けられる良好な住環境の構築と住まいの確保に取り組みまします。
- ⑤水道・下水道事業の安定経営に向けて、施設の更新費用の縮減や維持管理などの効率化を図ります。

<令和7年度の主な取り組み>

山寺の魅力向上に資する景観形成や冬期間の交通安全の確保、災害時の電柱倒壊による被害を防止するため、無電柱化事業を推進します。



スポーツ

スポーツ熱の高い
健康で活気あふれるまち



<今後5年間の施策の方向性>

- ①市民の誰もが幅広くスポーツに親しみ、健康な体づくりをより効果的にできる環境を整備します。
- ②プロスポーツチームとの連携や山形まるごとマラソンやスキージャンプ大会の開催などを通じて、地域交流の拡大と活性化を図ります。
- ③生涯スポーツの普及啓発や山形市民スポーツフェスタの開催を通して、市民の生涯スポーツの推進や健康増進を図ります。

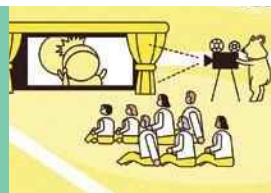
<令和7年度の主な取り組み>

県・市共同スポーツ施設整備に向け、県と共同で施設の規模・機能、民間の資金や技術力などの導入可能性について検討を行います。



文化

身近にある
クリエイティブに
出合えるまち



<今後5年間の施策の方向性>

- ①文化鑑賞・体験の機会の充実を図り、創造的活動の担い手の育成と支援を行います。
- ②貴重な文化財を後世に継承するため、適切に保存し、地域振興や地域観光の資源として有効活用します。
- ③文化施設を適切に維持管理し、文化芸術の振興をはじめ地域課題の解決に資する施設として、新市民会館を整備します。

<令和7年度の主な取り組み>

- ・創造都市の拠点施設である「やまがたクリエイティブシティセンターQ1」を核として情報発信を行い、新たな価値の創造に向けて、地元企業との連携や人材育成などを行います。
- ・多くの市民が多彩な文化芸術に身近に触れる機会を創出するため、「やまがた秋の芸術祭」「やまがた冬の芸術祭」を引き続き開催します。
- ・市民会館整備運営事業では、引き続き基本設計を行い、実施設計に着手します。



観光

暮らしと観光がつながり、
何度も訪れたくなる
感動体験を生み出すまち



<今後5年間の施策の方向性>

- ①農業や伝統工芸、歴史、文化に触れる体験など、地域の特性を活かし、多様なニーズに対応した観光振興を図ります。
- ②日本一の観光案内所を拠点に、山形市を訪れる方へホスピタリティのある対応とサービスを展開するとともに、観光DXの推進など利便性向上に向けた基盤整備を進めます。
- ③欧米豪を中心とした富裕層の誘客を推進します。

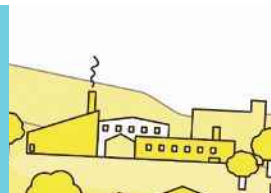
<令和7年度の主な取り組み>

- ・日本一の観光案内所の整備に向けて基本計画を策定するとともに、日本一の観光案内所が備えるべき機能について、引き続き研究・開発を行います。
- ・国登録有形文化財である旧千歳館を保持し、市街地（まちなか）観光の拠点施設として活用するため、建物の改修工事に着手します。



商工

産業の振興と
働きやすさがつなぐ、
未来をひらくまち



<今後5年間の施策の方向性>

- ①半導体などの成長産業や地域の多様な産業との連携によって相乗効果を生み出す産業の集積を目指します。
- ②地域企業の販路開拓・拡大や人材育成、DXの推進などによる生産性の向上、地元大学との連携による付加価値の創造によって、稼ぐ力の向上から安定的な雇用の確保と地域経済の活性化を図ります。
- ③若者の活躍と人材の確保に向けて、デジタル技術に長けた人材育成などによる持続可能な企業活動の促進や、事業継承の支援などによる経営資源の持続的な活用と雇用の維持を図ります。

<令和7年度の主な取り組み>

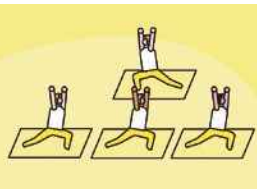
- ・令和8年度の山形北インター産業団地分譲開始に向けて、引き続き造成工事を実施し、成長産業や地域産業との連携によって、相乗効果が期待される産業の集積に取り組みます。
- ・中小企業などの売り上げ増進や販路拡大によって、産業の振興と雇用機会の創出を図るため、山形市売上増進支援センターY-bizで引き続き伴走型の支援を行います。



未来創造ワークショップ

健康

誰もが健康で
生きがいと役割を持って、
地域の中でいきいきと
暮らすまち



＜今後5年間の施策の方向性＞

- ①SUKSK生活を推進し、健康寿命の延伸を図ります。
- ②各種データを活用し、根拠に基づく生活習慣病の予防促進を図ります。
- ③女性特有のさまざまな健康問題について、気軽に相談できる環境をつくります。
- ④自殺対策の取り組みや心の教育の推進など市民の心の健康の保持・増進を図ります。
- ⑤食品営業施設や公衆浴場・旅館業などの監視・衛生指導の実施により、食の安全・安心、衛生的な環境の整備を図ります。

＜令和7年度の主な取り組み＞

- ・「SUKSK生活」を引き続き推進するとともに、事業所の健康経営をさらに推進するため、セミナーやワークショップを新たに実施します。
- ・上山市、山辺町と連携し、新広域斎場の整備に向けて、建設候補地の現地測量、基本計画の策定を行います。



こども

こどもの笑顔が
未来をつくる、
子育てが楽しいまち



＜今後5年間の施策の方向性＞

- ①結婚に向けた出会いや経済的支援、包括的な相談支援、妊婦健康診査、産後ケア事業の実施など結婚・妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援を推進します。
- ②保育士の確保や保育施設の整備・改修、経済的負担の軽減、住宅の確保など、安心して子育てできる環境づくりを進めます。
- ③地域社会全体で子どもと子育て世帯を支援する環境づくり、子育てサロンの運営支援、子育て支援センターの運営の推進などに取り組みます。

＜令和7年度の主な取り組み＞

- ・18歳までの医療費無償化に引き続き取り組むとともに、市営住宅の空室を活用した子育て対応住宅への改修に着手し、子どもを産み育てやすい住環境の整備に取り組みます。



福祉

困っている人、悩んで
いる人を誰もほっとかない
ホッとするまち
HOTなまち



＜今後5年間の施策の方向性＞

- ①子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が役割を持って、地域・暮らし、生きがいを共につくり支え合う「地域共生社会」の実現に向けて取り組みます。
- ②介護福祉人材の確保に向けて、離職防止・生産性向上などに総合的に取り組みます。
- ③個々のニーズに応じたきめ細かい支援、各サービスの提供体制の整備など障がい福祉の充実を図ります。
- ④高齢者自身の生きがいと健康づくり、多様な移動手段の確保、地域包括ケアシステムの深化に向けた取り組みを推進し、高齢者福祉の充実を図ります。
- ⑤市営住宅の空き室の改修や民間住宅の空き家などの活用によって安心して暮らせる住環境の充実に取り組みます。

＜令和7年度の主な取り組み＞

- ・高齢者の外出機会の確保・拡大を支援するため、タクシーを活用した買い物や通院などの移動支援地区を拡大して、地域団体による主体的な活動となるよう支援します。



医療

安心して医療が
受けられる
暮らしやすいまち



＜今後5年間の施策の方向性＞

- ①健診や検診の受診促進、治療と仕事の両立支援、医療・介護などの関係機関の連携促進など医療体制の充実を図ります。
- ②各種予防接種や検査・健診などの充実、市民や施設職員などを対象とした研修会の開催など感染症の予防を促進します。
- ③救急車に救急救命士が複数名搭乗するなどの救急搬送体制の強化、救急医療情報共有システムによる救急業務の効率化などを推進します。
- ④質の高い医療環境を提供するとともに、災害や新興感染症などにも適切に対応できる機能を有した市立病院済生館の整備を進めます。

＜令和7年度の主な取り組み＞

- ・高齢者などを対象としたインフルエンザなどの予防接種料金を引き続き助成するとともに、新たに高齢者带状疱疹予防接種料金の助成を実施します。



救急医療情報共有システムを活用した現場活動

男女共同参画

性別に関わらず
多様な人材が活躍し、
多様な価値観が尊重されるまち



<今後5年間の施策の方向性>

- ①男性の家事・育児などへの参加を促し、性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行います。
- ②主体的に活動する女性リーダーを育成するとともに、若年女性の地元定着を図るなど、さらなる女性の活躍を推進します。
- ③多様な性、多様な生き方に対する市民の理解や認識を深めるため、違いを理解して認め合う意識啓発を行います。

<令和7年度の主な取り組み>

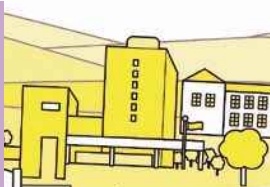
地域で活躍する女性リーダーの育成、企業内における女性活躍の推進、若年女性の地元定着を促進するため、女性人材育成プログラムに継続して取り組みます。



女性活躍推進に関するパネルディスカッション

行政

発展計画を
推進するための
基盤づくり



<今後5年間の施策の方向性>

- ①市職員の人材育成・確保として、採用方法の工夫や「自律型人材」の育成、職員の的確なマネジメントなどを実施します。
- ②AIなどのデジタル技術を行政事務や行政手続、各種施策において効果的に活用し、市民サービスの向上と業務の効率化を目指します。
- ③効果的・効率的な行政経営に向け、効果的な広報広聴活動、組織編制や定員適正化、事務事業の見直しやデジタルを活用した業務の効率化、公民連携に取り組みます。
- ④将来にわたる財政の健全化を実現するため、公共資産の適正管理や歳入確保のほか、外郭団体の経営健全化に取り組みます。

<令和7年度の主な取り組み>

- ・DXの推進のため、専門知識を持つ人材を登用し、手続のオンライン化、キャッシュレス化などによる市民サービスの向上と業務の効率化に取り組みます。
- ・自分で考え、主体的・能動的に行動できる自律型人材を育成するため、職員の人事制度の再構築に取り組みます。

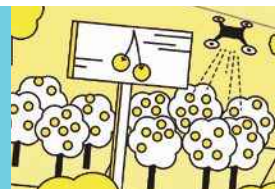


SDGs(持続可能な開発目標)との関連について

本計画とSDGsにおける17のゴールとの関連性を明らかにし、本計画の推進によりSDGs実現に貢献していきます。
19の政策にひもづく施策と関連するSDGsについては、本編をご覧ください。

農林

豊かな自然と
おいしい食を未来につなぐ、
みどりの循環するまち



<今後5年間の施策の方向性>

- ①県内最大の消費地を抱える都市近郊型農業の強みを活かし、マーケットに対応した戦略的な農林業の振興を図ります。
- ②ICTの活用や農林業DXの推進、研修施設の設置や第三者継承を含めた経営継承の体制の確立により多様な担い手の育成・確保に取り組みます。
- ③農業水利施設や林道施設などの整備、長寿命化、水路・農道などの基礎的な保安全管理活動や農村環境の保全活動の支援など農林業生産基盤の保全整備を図ります。

<令和7年度の主な取り組み>

さくらんぼの生産体制を維持するため、労働力の省力化、気候変動に対応する新たな生産技術の習得を行うトレーニングファームを整備し、担い手の育成や既存の樹園地を継承する体制づくりを行います。



自動操舵システムトラクターと農業用ドローン

シティプロモーション

山形ブランドが確立し、
高いブランド力で
選ばれ続けるまち



<今後5年間の施策の方向性>

- ①魅力ある地域資源を発信し認知度をさらに高めるとともに、新たな地域資源の掘り起こしや新たな商品・サービスの開発などに取り組みます。
- ②主に東京圏に居住する方に向けた継続的・戦略的な移住プロジェクトを通して、移住・定住・関係人口の拡大を図ります。
- ③友好姉妹都市交流を通じて市民の国際理解を深めながら、文化・経済交流などを推進していくとともに、在住外国人の支援の充実を図ります。

<令和7年度の主な取り組み>

古くから根付き築き上げてきた山形市のラーメン文化の魅力を広く発信し、ラーメンの消費拡大や誘客を促進するラーメンプロジェクトを引き続き実施します。



令和7年度事業計画

1 男女共同参画の推進

- (1) 山形市男女共同参画審議会の開催
- (2) 山形市男女共同参画推進本部による推進

令和6年度における第4次プランの進捗状況については、別紙のとおり

- (3) 次期男女共同参画プラン策定に向けた取り組み

令和9年度からの次期男女共同参画プラン策定に向け、市民や企業の方にヒアリングや実態調査を実施。調査結果等について、第2回審議会にて報告。

- (4) 市民団体との連携推進
- (5) 山形連携中枢都市圏連携事業による広域活用

育児休業を取得した市男性職員及びその上司のインタビュー動画を作成に向け、調整中。作成後、圏域内市町職員向けに配信。

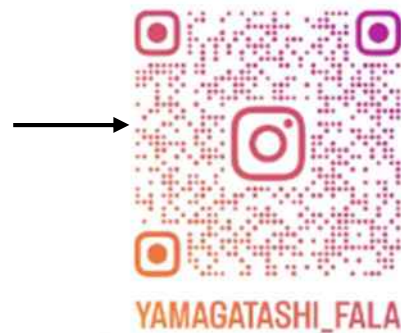
2 男女共同参画計画の推進

- (1) 公民連携による女性人材育成事業「まち、わたし、きらめく Women's Campus 山形」

- ・女性リーダー育成事業
リーダーとしての資質・マネジメント能力向上プログラム（全4回のセミナー）
- ・若年女性地元定着促進事業
女子高校生を対象とした地域課題解決の探究型プログラム（全4回のワークショップ）
- ・女性活躍推進プロジェクト支援事業
女性活躍など、地域課題の解決を目指す活動に対する支援（1～3期生参加者も含む）

- (2) 市の審議会等委員への女性の参画推進
- (3) 男女共同参画意識の啓発

広報・啓発活動のツールとして、4月～Instagram開設



- (4) 働きやすい職場づくりのための啓発
- (5) DV防止及び支援対策
- (6) 困難な問題を抱える女性への支援
- (7) 性の多様性に関する理解促進への取り組み

3 男女共同参画宣言都市事業

- (1) 男女共同参画に関する作品募集

男女共同参画に関する一行詩について、8月以降募集を開始し、原則、応募作品すべてをホームページ等で周知予定。なお、表彰式開催・副賞贈呈なし

- (2) 男女共同参画宣言都市関連事業

4 男女共同参画センター事業

(1) 学習事業

①自主企画講座

講座別	講座内容	対象	講師
DV防止	DV被害に遭う前に学ぶこと。	男女	未定
イクメン・イクジイ	和菓子作りを通し、男性の家事・育児等への参加を促す。	父親と子 (祖父と孫)	市内和菓子店店主
	男性の育児参加促進と走力向上を目指し、達成感の共有とコミュニケーションの活発化を図る。	父親と子 (祖父と孫)	市職員
	とにかく体を動かそう。	父親と子 (祖父と孫)	パーソナルトレーナー
	未定	父親と子 (祖父と孫)	未定
エンパワーメント	コーヒーの豆の産地や精製のプロセス、焙煎、淹れ方を学び、家庭生活、職場でも生かせる知識を得る。	男女	コーヒーインストラクター (市内企業社員)
	ハラスメントについて	男女	社会保険労務士
	資産運用、投資信託や新NISAについて学ぶ。	男女	ファイナンシャルプランナー (女性人材バンク登録者)
健康	適切な健康の保持増進ができるよう、子どものお薬の安全な飲み方を知る。	男女	薬剤師
	人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進ができるよう、ヨガとストレッチ(各1回実施)で疲れた心と体を癒す。	男女	ヨガインストラクター
	親子で食を考え、家族の健康を保持増進ができるように支援する。	親子	管理栄養士
性の多様性	未定	男女	未定
男女共同参画	男女共同参画に関する演目での落語 【霞城公民館「文化祭」・市社協「地域のお宝発見フェスティバル」と同日開催し、男女共同参画推進に関する啓発を図る。】	男女	女性落語家
男女共同参画週間記念／女性学	「世界から見たジェンダー平等社会」について学び、日本が抱える課題等を知る。あわせて、国連職員の業務内容について市民に知ってもらう。	男女	元国連職員
防災	女性の視点から防災知識と被災した際の行動について学ぶ。(女性人材バンク登録者の研修会を兼ねる)	男女	県防災士会会員

②小・中学校向け出前講座

10校で実施

【第四小、鈴川小、千歳小、楯山小、東沢小、南山形小、みはらしの丘小、西山形小、第二中、蔵王第一中】

③企業向け出前講座

募集期間：4月1日～12月26日

実施予定：10社・団体

(参考：5/26現在 7社・団体より申込有)

(2) 市民活動支援事業

4月～登録団体用の活動等掲示パネルの設置(4階交流コーナー)

(3) 相談事業

・4月～法律相談実施日を金曜日から水曜日に変更

・男女共同参画週間の期間中である6月27日(金)に県弁護士会と共催し「女性の権利110番」を実施

(4) 生理用品の無償配付

(5) 情報収集提供事業

(6) 交流事業

第4次プラン評価指標及び進捗状況（令和6年度）

基本目標		指 標 名	プラン策定時の状況		令和6年度 数値	目標値 令和8年度
			年度	数値		
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1	社会全体で男女平等と思う人の割合	R元	16.6%		25%
	2	社会通念や慣習・しきたりで男性優遇と感じる人の割合	R元	77.7%		50%
	3	男女共同参画センター会議室等利用率	R元	63.4%	50.6%	65%
	4	男女共同参画学習資料を活用した学級の割合	R2	98.1%	100.0%	100%
	5	県外から市への女性転入者数－市から県外への女性転出者数	R2	－321人	－558人	0人
基本目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現	6	市の審議会等委員に占める女性委員の割合（うち行政機関等の充て職を除いた女性委員の割合）	R2	30.0% (35.3%)	28.4% (32.7%)	40% (50%)
	7	女性人材バンク登録者数	R2	75人	69人	100人
	8	女性人材バンク年間活用件数（※1）	R元	73件	82件	100件
	9	市における女性管理職の割合（課長相当職以上）	R3	19.5%	21.7%	30%
	10	市内事業所における女性管理職の割合（課長相当職以上）	R元	12.6%		21%
	11	山形県防災士養成講座を受講し、防災士資格を取得した女性の数（市在住者）	R2	5人	24人	11人
	12	市内事業所における男性の育児休業取得率	R元	20.9%		30%
	13	男性も育児・介護休業が取れることは賛成だが、実際は取りづらいと思う人の割合	R元	69.6%		50%
	14	男性の家事・育児・介護等への参加を促す講座及び事業所対象のワーク・ライフ・バランス等出前講座実施回数（※2）	R2	4回	5回	4回
	-	男性の1日平均家事時間0分の割合（モニタリング指標※3）	R元	3.6%		
基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	15	DV相談窓口を知っている人の割合	R元	73.8%		80%
	16	DV被害を相談した人の割合（※4）	R元	20.7%		50%
	17	小中学生向け出前講座「いのちの学習」の実施回数（※2）	R2	4校	10校	5校
	18	健康講座の実施回数（※2）	R2	4回	4回	4回
	19	市内中学校・高等学校における女子生徒の選択制服（スラックス）の導入校の割合	R3	62.1%	96.4%	100%
	-	山形市におけるDV相談件数（モニタリング指標※5）	R2	320件	294件	

※1 算出式 審議会への活用件数 ＋ 委員会等への活用件数 ＋ 講師等への活用件数

※2 男女共同参画センターが実施する講座の回数

※3 第3次プランで目標達成したため、数値目標は設定しないが、状況把握のためモニタリング指標として位置づけ、継続的な調査を実施する。

※4 算出式 配偶者からのDV被害経験ありと答えた人の割合 － 相談状況で「どこにも相談しなかった」と答えた人の割合 － 相談状況で「無回答」の人の割合

※5 DV相談受付件数の増減が、必ずしもDV被害の増減と一致するとは言えないため、数値目標は設定しないが、状況の把握のために、モニタリング指標として位置づけ、継続的な調査を実施する。

山形市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 基本的施策等（第9条―第19条）

第3章 山形市男女共同参画審議会（第20条―第27条）

第4章 雑則（第28条）

附則

個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、社会のあらゆる分野において、男女の人権は、互いに尊重されることが必要である。

山形市では、市民の意識調査を行いながら「いきいき山形男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかしながら、性別により役割を決めてしまう考え方や社会の慣習は今なお存在しており、職場や地域等の組織における政策・方針決定過程の中に女性の参画が少ない傾向にある。また、結婚後も働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありながら、家事や子育て、介護等家庭生活における役割の多くを女性が担っている。

こうした状況を踏まえ、少子高齢化の進展等の急激な社会経済情勢の変化に対応し、市民が安心して豊かに暮らしていくためにも、男女がさまざまな分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、市、市民及び事業者等が連携し、誰もがいきいきと生活できる男女共同参画社会を共に創るため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 男女が共に、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動について、自らが希望するバランスをとりながら展開できる状態をいう。
- （3） 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野での活動への参画に対する男女間の機会の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- （4） 市民 市内に居住、通勤、又は通学する者をいう。
- （5） 事業者等 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- （1） 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。
- （2） 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。
- （3） 男女が、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における意思決

定に、社会の対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。

(4) 男女が、相互の協力及び社会の支援のもと、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保つことができること。

(5) 男女が、それぞれの身体的な特徴について理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関して互いの意思及び決定を尊重し合いながら、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(6) 家庭、学校並びに社会のあらゆる教育及び保育の場において、個人としての尊厳及び男女平等の意識を育む教育及び保育が行われること。

(7) 男女共同参画の推進は、国際社会の動向と密接な関係を有することから、国際的な協調のもとに行われること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者等並びに国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び調査に協力するよう努めるものとする。

（事業者等の責務）

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その活動において、男女が性別にとらわれることなく、その能力を発揮できるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者等は、その雇用する労働者が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保つことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び調査に協力するよう努めるものとする。

（性別による人権侵害の禁止）

第7条 何人も、次に掲げる行為により人権を侵害してはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）

(3) ドメスティック・バイオレンス（配偶者等の親密な関係にある者又はあった者の間で行われる身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。）

（公衆に表示する情報への配慮）

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別の違いを背景とした人権侵害を助長する表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

（男女共同参画計画）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市における男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更しようとするときは、市民及び事業者等の意見を反映させるために調査等必要な措置を講ずるとともに、第20条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

（年次報告）

第10条 市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

(広報活動等)

第12条 市は、基本理念について市民及び事業者等の啓発を図るため、広報活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査等)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査、研究及び情報収集を行うものとする。

(積極的格差是正措置)

第14条 市は、市民及び事業者等と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

(活動等への支援)

第15条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(拠点施設)

第16条 市は、山形市男女共同参画センター条例（平成7年市条例第34号）第2条の規定により設置された山形市男女共同参画センターを、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び男女共同参画に関する学習の機会を提供する拠点施設として位置付けるものとする。

(性別による人権侵害の被害者等への支援)

第17条 市は、第7条各号に掲げる行為の被害者等に対し、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談への対応)

第18条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められることに関し、市民及び事業者等から相談があったときは、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。

(苦情への対応)

第19条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者等から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、次条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

第3章 山形市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第20条 男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議するため、山形市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 市民及び事業者等から申出のあった苦情に係る措置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織等)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公募により選出された者
- (3) 関係行政機関及び団体の代表者

3 市長は、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第25条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第26条 審議会は、第21条第2号に規定する事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 審議会は、その定めるところにより、専門部会の決定をもって審議会の決定とすることができる。

(幹事及び書記)

第27条 審議会の事務を処理するため、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会議に出席し、意見を述べることができる。

第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(山形市男女共同参画推進協議会条例の廃止)

2 山形市男女共同参画推進協議会条例(平成3年市条例第6号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき定められている第2次山形市男女共同参画計画は、第9条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

4 この条例の施行の際現に第2項の規定による廃止前の山形市男女共同参画推進協議会条例第4条第2項の規定により委嘱されている山形市男女共同参画推進協議会の委員は、その任期が終了するまでの間は、それぞれ第22条第2項の規定により委嘱された審議会の委員とみなす。

(山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

5 山形市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年市条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]